

東京大学総合図書館蔵（旧南葵文庫） 「浅草寺雑簿鈔」について

武部 愛子

はじめに

本稿は、東京大学総合図書館（旧南葵文庫）に所蔵される、「浅草寺雑簿鈔」（縦帳二冊を合冊製本したものが二冊、請求記号は共にC四〇―一七〇一）を紹介するものである。

江戸・浅草にある金龍山浅草寺が作成した史料群については、浅草寺日並記研究会によって、「浅草寺日記」（吉川弘文館、一九七八）として刊行されている。『浅草寺日記』は、浅草寺に所蔵される、複数の役職における公務日記の総称で、寛保四（一七四四）年から慶応三（一八六七）年に至る三百部余の膨大な日々の記録である。これが編年順に刊行されており、現在二十五巻、嘉永七（一八五四）年分まで到達している。

本稿で紹介する「浅草寺雑簿鈔」は、文政八（一八二五）年に浅草寺代官役所（本間役所）が、浅草寺別当代による記録「雑簿」を抄録

した写本であるが、『浅草寺日記』に収録されていない元文五（一七四〇）～寛保三（一七四三）年にわたる記録を含んでいる。当該期は、浅草寺別当代が輪王寺宮門跡の兼帯所となり、本坊には新たに別当代（御留守居）がおかれるようになった、浅草寺の一大画期として注目される時期である。

そこで、本稿ではまず既に刊行されている『浅草寺日記』と「浅草寺雑簿鈔」との関係についてふれた上で、「浅草寺雑簿鈔」の一部を翻刻し史料紹介としたい。

1 『浅草寺日記』について

『浅草寺日記』について述べる前に、浅草寺の概略について、『台東区史』⁽¹⁾などを参考にして簡単にふれておく。

推古天皇三十六（六二八）年に開創されたとする由緒をもち、中世期には青蓮院門跡末寺⁽²⁾として存在していた浅草寺は、天正十八（一五九〇）年の徳川家康の江戸入城により、徳川家の祈願所という地位を

得、慶長十八（一六一三）年には、武蔵国豊嶋郡千束村にて朱印地五百石を与えられた。当時の浅草寺別当は知（智）楽院と称し、戦国末期北条氏康の家老で、江戸城主をつとめた遠山直景の縁者が、縁戚・師弟関係によって三代にわたってつとめた。「知楽院」とは、青蓮院門跡の院室号であり、浅草寺別当は、寛永寺（輪王寺宮門跡）を頂点とする本末関係がまだ完成されていない段階から、既に天台宗内において重要な位置にあったことが伺える。

その後、貞享二（一六八五）年、浅草寺別当忠運が「日光門主に對し本末の訴論をなし」⁽⁴⁾たことが発端となり、忠運は別当を罷免され、新たに輪王寺宮門跡が任命した僧侶が別当として入院することになった。これまでの浅草寺別当が、前別当の縁者であるという独自の論理で就任していたことに対して、本山側が名実共に浅草寺を支配下におくための方策であったと考えられる。忠運罷免以後は寛永寺衆徒で法脈をもつ僧侶が別当に任免され、本山の意図を反映させた任免が行われるようになった。輪王寺宮門跡の任免による別当はこの後四代続く。

その後、元文五（一七四〇）年十月に、浅草寺別当は輪王寺宮門跡の兼帯所となり、本坊伝法院には、門跡の代理として、別当代（御留守居）が派遣されることとなり、以降幕末に至るまで、別当代を介した本山寛永寺による浅草寺支配が行われることになった。

浅草寺別当代は、輪王寺宮門跡近侍の僧侶が任命され、輪王寺宮門跡にかわって浅草寺の支配を担った。だが、浅草寺別当代に支配の全権があったわけではなく、自己の了解にて解決できない場合には、本山へ相談するよう申し付けられている。⁽⁶⁾この他に、別当兼帯となった為、桜井織部（御納戸カ）、松本安右衛門・江口平八（吟味役カ）が

「浅草寺附役儀」を仰せ付けられ、浅草寺本坊に詰めることになり、さらに在寛永寺の坊官・御用人・御納戸より一人ずつ年番にて「浅草寺御用掛り」に任命された。彼らは、輪王寺宮門跡附の家来で、本山寛永寺との取次ぎや浅草寺別当領の経営など、浅草寺支配の実務を担うことになった。

一方、「古来からの浅草寺寺院組織の実態的基盤であり、寺中とよばれる自立的な子院の共同組織」⁽⁷⁾である一山中（衆徒十二院・寺僧十二院）は、このとき別当代の支配下に属することとなった。一山・末寺・門徒寺は、衆徒二院から選出された役者によって統率され、役者は、一山さらには末寺・門徒寺と別当代とを取次ぐ役割も果たしていた。

『浅草寺日記』に収録されている記録は、右記にあげた別当代・御納戸・役者の三系統に大きく分けられる。しかし、この他にも、本堂の外陣を差配し、境内諸見世の管理にも携わった堂番や、御納戸の配下にあり実務を担った吟味役の日記も少数ながら含まれている。

2 「浅草寺雑簿鈔」について

「浅草寺雑簿鈔」は、縦帳二冊が合冊製本された状態で二冊保管されており、背表紙には「1 浅草寺雑簿鈔 元文、寛保」（二）元・「亨」が合冊」と「2 止 浅草寺雑簿鈔 寛保、寛延、宝暦」（利）・「貞」が合冊」という表題がつけられている。これは、もともと紫色紙表紙、四つ目綴じの縦帳四冊であったところを、東京大学総合図書館によって二冊に合冊製本されたものと考えられる。四冊の縦帳には、それぞれ南葵文庫の蔵書印が押印されており、さらに「購入、古本、紀元二千五百六十三年 明治三十六年十二月廿一日」と記されていて、

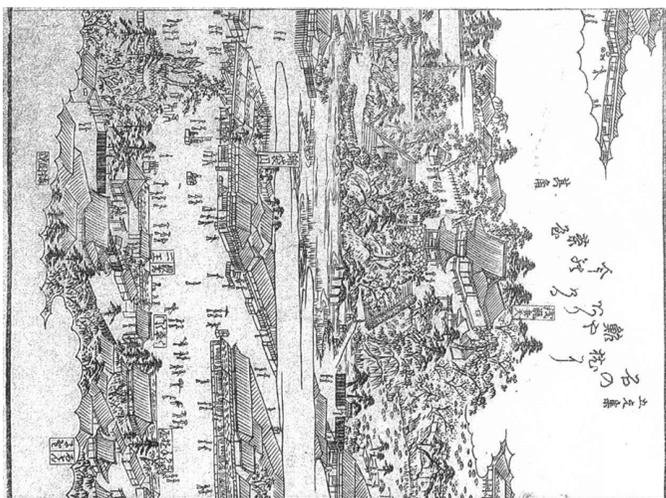
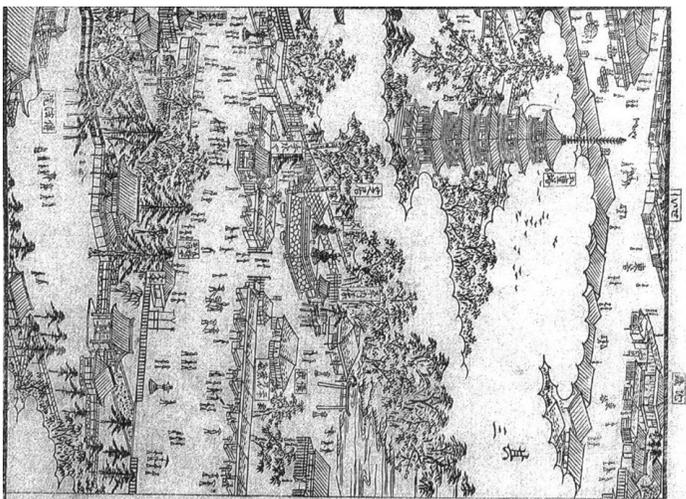
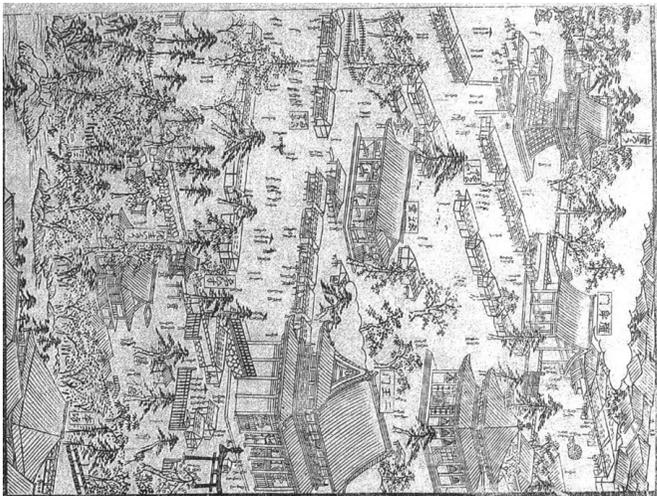


図2 二十軒茶屋付近 (天保期)

長谷川雪且画「江戸名所図会 第六卷 開陽之部」(東京大学総合図書館蔵)

中央から右側の絵にかかる部分、本坊伝法院表門の向かいに二十軒茶屋が展開する。

もとは南葵文庫の蔵書であった。

「浅草寺雑簿鈔」は、例えば「浅草寺雑簿鈔 亨」の本文の冒頭に「浅草寺御別当日日記書抜」とあるように、別当日の記録の抄録である。それぞれの内表紙には、「浅草寺雑簿鈔 本間役所」と大きく記されていることから、浅草寺の寺領支配を担った代官二家のうち、本間役所が別当日の記録から必要な部分を書き抜きさせたものであった。また、それぞれの奥書には筆録者の名前があり、「元」・「利」・「貞」は中番組頭兼帯の高橋勘六貞祥が、「亨」のみ伊藤鏡之助が作成したことがわかる。このうち伊藤鏡之助は「当所（筆者注：本間庄五郎役所）向書物等為仕年来罷在」者とあらわされており、両者はおそらく代官本間方の書役であつただろうと推測できる。

「浅草寺雑簿鈔」の内容細目については、表一にあげた。时期的に古い「元」・「亨」・「利」については、『浅草寺日記』には未収録の部分である。「貞」のみ、『浅草寺日記』一・二巻所収の別当日の日記と重複している。また、『浅草寺日記』以外でも、「元」の一部は、文化十（一八一三）年に若桜藩主松平冠山によってまとめられた『浅草寺志』⁽¹⁰⁾に翻刻されている。さらに「亨」・「利」の一部は、東京都公文書館所蔵の「伝法院日並記抜抄」と重複する。熊井保氏によれば「伝法院日並記抜抄」は、『東京市史稿』の編纂をしていた東京市史編纂室が大正四（一九一五）年八月六日に受取ったものとされる。⁽¹²⁾この「伝法院日並記抜抄」は、「火災ノ部」・「土地并奥山ニ関スル部」とテーマを絞り、元文六年から明治二年にわたる分が抄録されており、この後で翻刻する「表門前式拾三軒茶屋」に関する部分も一部含まれている。

3 「表門前式拾三軒茶屋」地面改め一件について

「浅草寺雑簿鈔」の内容紹介として、具体的に「浅草寺雑簿鈔 亨」に含まれる「表門前式拾三軒茶屋」の地面改めに関する部分を取りあげる。これは浅草寺御用掛りの坊官万里小路民部卿より、浅草寺惣境内地代運上の吟味・改正を仰せ付けられたことが発端となったようである。浅草寺代官（本間庄兵衛・菊池助右衛門）と堂番（高橋八左衛門・岡地半右衛門）がその実務にあたった。

元文六（一七四一）年二月二十五日から、十二月十二日にわたる記録は、惣境内のうち、「表門前式拾三軒茶屋」に限られたものである。「表門前式拾三軒茶屋」は、図一の点線内にあたる、浅草寺本坊伝法院の表門の前に位置する水茶屋をさし、元文六年当時営業していたのは十七軒だった。この「表門前式拾三軒茶屋」という通称が有名である。とも称されたが、一般には「二十軒茶屋」という通称が有名である。

「表門前式拾三軒茶屋」に対する吟味は、まず茶屋を所持する茶屋町町人に対し、茶屋の由来を尋ねるところからはじまる。茶屋町町人側から提出された覚書によれば、元文六年当時の「表門前式拾三軒茶屋」は次のように区分される。

- ① 茶屋町町人が茶屋地面を所持している分（地主） 十軒
- ② 茶屋町名主へ、役料として地代收取権が認められている分（持主） 一軒
- ③ 茶屋町町人が家屋敷のみ所持している分（無茶屋） 二軒
- ④ 浅草寺代官二名（本間庄兵衛・菊池惣左衛門）、代官菊池方手代（中野段右衛門）、堂番（高橋八左衛門・岡地半右衛門）、仁王

門下番人（吉兵衛）へ役料として地代收取権が認められている分（「持主」）六軒

このうち、茶屋町町人側は、現在営業している①、②の十一軒の茶屋地面について、かつて浅草寺境内域が拡張された際に、上地となった茶屋町地面の代地添地として与えられた地面であると主張し、そのため茶屋町に准じ、現在まで年貢を納めた例はないこと、そして町奉行支配地であることなどを回答した。

茶屋町側の主張によれば、浅草寺境内地の中に、無年貢地の町人地が混入していることとなり、本来浅草寺が得られるべき年貢（地代）収入がないという状況が明らかとなった。このことは、寛永寺本坊の財政状況を改善する為に任命された浅草寺御用掛り坊官万里小路民部卿にとって、早急に改良すべき問題であり、そのため町奉行所に茶屋地面の取り上げを願い出るなどの行動をおこした。その結果、町奉行石河政朝より、茶屋町の者に相応の寺役をつとめさせるかわりに、水茶屋渡世を続けられるようにとの申渡しがあった。これをうけて、十二月七日には、代官本間庄兵衛が茶屋町町人を呼び出し、以後寺役および地子の上納を申付け、証文をとり決着をみた。この一件で、①については、寺役・地代を浅草寺に上納する「御台所入」の地面となり、茶屋町町人にとっては「御預」り地面にかわり、また、②については③と同様の地面として、今後も茶屋町名主役料として「御預」けられることになった。このように、茶屋町町人にとって茶屋地面が「御預」り地とかわったことで、今後、茶屋町の者は、水茶屋を町屋敷同前に内証にて売買することを否定されることになった。この点は吉田伸之氏が指摘するような、「見世主」営業権所有とこれを賃借する経

営主体レベル¹³への分化にもつながる方向を有しているように思われる。

一連の経過は、別当兼帯直後における、坊官など輪王寺宮門跡附の家来による浅草寺支配の強化の実例の一つとして評価できる。しかし、その結果もたらされた点をふまえれば、ただ支配の強化という側面だけではなく、また別の視点から再評価ができる史料として、今後の活用が望まれる。

（注）

（1）台東区史編纂専門委員会編『台東区史』通史編Ⅰ、Ⅱ（一九九七）。

（2）『華頂要略』巻八十四付属諸神社第五（東京大学史料編纂所蔵贍写本）。

（3）『華頂要略』巻十四門主伝第二十五（寛永寺編『慈眼大師全集』下巻、五四六頁、一九一六）。

（4）貞享二年八月六日条「常憲院御実紀」巻十一（『新訂増補国史大系四十二巻 徳川実紀五篇』吉川弘文館、五五三頁、一九九九）。

（5）『諸宗位格衣鉢書上類聚』（東京大学付属総合図書館蔵、C四〇―二二八八）。

（6）『浅草寺雑簿鈔 元』（東京大学付属総合図書館蔵、C四〇―一七〇一）。以下、別当代任命に関する内容は「浅草寺雑簿鈔 元」によっている。

（7）吉田伸之「巨大城下町 江戸」（『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社、十三頁、二〇〇〇）、初出は一九九五年。

（8）『浅草寺日記』十八巻解題において、文政十二（一八二九）年堂

番の「日記」とされている分は、実際は御納戸の配下にあたる吟味役の日記である。各日の筆録者の名前が堂番の者ではなく、関門蔵・村越東馬など前後年の日記で吟味役であることが判明する点、また、転載されている出入菓子職人から提出された願書の宛先が「浅草御吟味御役所」（『浅草寺日記』十八卷、三五七頁）となっている点などから、吟味役の記録と考えて間違いないと思われる。

(9) 文政八（一八二五）年十二月二十一日付、別当代境智院「日並記」（『浅草寺日記』十六卷、一三七頁）。

(10) 松平冠山『浅草寺志』上・下巻、名著出版、（一九七六）。

(11) 「伝法院日並記抜抄」の原本の請求番号はCR一〇八、マイクロフィルムの請求番号は元四〇、四十一。

(12) 熊井保「伝法院日並記抜抄」と二十軒茶屋について」（『浅草寺』浅草寺教化部、一九九九年三月）。

(13) 吉田伸之「都市民衆世界の歴史的位相」（『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社、三〇五頁、二〇〇〇）、初出は一九九七年。

4 史料翻刻

凡例

- ・ 史料翻刻に際して、なるべく原本の体裁を表すよう努めたが、多少の修正を加えた。原本の闕字は一字アキとし、平出については二字アキとした。
- ・ 変体仮名は、江・而・之・者はそのまま用い、*ゝ*については平仮名に改めた。

（表紙）

元文六年辛酉三月三日易寛保元
浅草寺雑簿鈔

本間役所

浅草寺御別当代日記書抜

従元文六年辛酉正月、三月改元、至寛保元年十二月雑簿帳之内

浅草寺御留守居理乗院

二月廿四日

- 一 当山惣境内地代運上、只今迄不埒成儀ニ付、此度御吟味之上御改之趣、帳面ヲ以代官本間庄兵衛代・堂番四人江委細ニ被仰渡、尤是迄不埒之儀ヲ御改被成候筋ニ而、非道成儀少しも無之様ニと之儀ニ候間、何も存寄之筋も有之候ハ、無遠慮可被申上候、猶又御為ニ成候筋も有之候ハ、弥可被申上候之旨、理乗院・万里小路民部卿・水谷左衛門列席ニ而、民部卿委細被申渡、両役人も末席ニ為相詰承知為致候事

同廿五日

- 一 表門通式拾三軒茶屋之儀御吟味ニ付、茶屋町町人共、以書付申上候趣如左

乍恐以書付申上候

- 一 茶屋町附御境内水茶屋之儀、先達而御尋之節、口上ニ而申上候処、此度別而御吟味ニ付以書付申上候、茶屋町之儀、先年者表御境内、西者金蔵院、東者観明院之当りニ町屋有之候処、雷神門六十間程外江出張候節、右茶屋町之跡御境内ニ相成、

御用地ニ被召上、為御代地並木町之内江御割込被 仰付、不

元文六年酉二月

茶屋町 年寄 五郎兵衛 印

足地之所江為御添地仁王門前通ニ而、町人共江忝人ニ付表式
間・裏行四間之地面被下置、都合拾軒只今ニ所持仕来候、外

高橋八左衛門殿

ニ卷軒名主為役料古来より被下置候事

岡地半右衛門殿

一 右町人之内、茶屋附無之家屋鋪御座候、此儀者先年 御地頭

覚 福屋 地主 五郎兵衛

様御役人衆屋敷ニ而、地面代り候節、添地之儀御役人故御辞

退之由、段々権六迄買請候得共、右之訳故茶屋無御座候、金

左衛門屋敷ニも、先年者有之候得共、茶屋斗外江壳渡候由ニ

一 而、唯今半三郎買請候屋敷、右之訳ニ而無御座候御事

一 御境内ニ而御座候得共、茶屋町添地之儀ニ付、町御奉行御支

配ニ而御座候、享保十六辛亥年南之方六軒、新町之内江御用

地ニ相成候得共、茶屋町所持之茶屋者、格別之儀ニ御座候ニ

付、外之茶屋被召上、無相違御替地被下置候、外六軒之茶屋

者同並ニ出来候間、茶屋町一同ニ拾七軒、町御奉行御支配ニ

一 而御座候、只今迄度々出入御座候節、逸々両御番所江御訴申

一 上候御事

一 古来者外ニ茶屋無御座、表御門前斗有之候ニ付、自然と茶屋

町と申認し候御事

一 茶屋町之儀、両御代官所江御用次第人足差出申候、右茶屋之

儀者、御役別段ニハ相勤不申、町内ニ而相勤候役ニ相籠り申

候、然共御祭礼之節并七月九日・十日、十二月市両日、何も

一 昼夜表御門番相勤候御事

右之通、古来より段々申伝及承候、凡百年余ニも相成候由、扣書等

御座候得共、先年類焼ニ焼失仕候由、年号等分明ニ相知不申候、尤

別紙ニ茶屋名目書付差上申候、以上

一 河内屋 同 中野段右衛門殿

一 大坂屋 同 菊池惣左衛門殿

一 堺屋 同 仁王門下番人吉兵衛

一 越前屋 持主 岡地半右衛門殿

一 此外 同 半三郎

一 無茶屋 權六

一 拾七軒 伊兵衛

一 住吉屋 同人

一 御福茶屋 同人

一 藤屋 同 五郎兵衛

一 山形屋 同 長右衛門

一 桔梗屋 同 半三郎

一 芳屋 同 善次郎

一 湊屋 同 半三郎

一 小松屋 同 長右衛門

一 扇屋 同人

一 福屋 地主 五郎兵衛

- 一 京屋 同 高橋八左衛門殿
- 一 伊勢屋 同 本間庄兵衛殿

六軒

右之通先達而書上申候得共、猶又書付差上申候

酉二月

年寄 五郎兵衛

名主 伊兵衛

右書付坊官中江指出候也

同廿八日

一 万里小路民部卿より手紙来如左

以手紙致啓上候、然者此間被仰聞候門前拾七軒水茶屋、古来之書付申伝候趣、何も致熟読候、尚又右二付相尋候趣、致張紙進之候間、御吟味可被仰聞候、以上

二月廿八日

万里小路民部卿

理乘院

御尋之張紙如左

- 一 此添地と申事、先年従 公儀被 仰付候様二、書面書出候申伝 斗二而者相濟不申候、境内拾壹万八千坪之内、並木町茶屋代地 二被 仰付候事、難得其意候、慥成証拠有之候哉可申上事
- 一 右茶屋町地面不足之添地と申事二候ハ、只今迄年貢等可有之事二候、左様之儀も無之候得者、尚以難心得候事
- 一 本坊并代官方二も、境内之内並木之者共江代地二相渡候訳、第一書面又者申伝も可有之処、一向其儀無之候事

- 一 只今二而者証拠無之候得者、 公儀二罷成不相濟事候間、令吟味可申上事
- 一 不足之添地、町人江被下候節、役人辞退可致事無之事と存候、 是以難得其意事
- 一 享保十六亥年新町願相整候節、御用地二相成候得共、茶屋町代地被下置候由、此儀者伝法院僧正より被申立候故、不及御吟味、伝法院願之通相濟候事と存候、従 公儀格別と申儀二而者有之間敷義と存候、此度茶屋町拾七軒之儀、古来之訳吟味之節難用事二存候

一 只今二而者証拠無之候得者、 公儀二罷成不相濟事候間、令吟味可申上事

一 享保十六亥年新町願相整候節、御用地二相成候得共、茶屋町代地被下置候由、此儀者伝法院僧正より被申立候故、不及御吟味、伝法院願之通相濟候事と存候、従 公儀格別と申儀二而者有之間敷義と存候、此度茶屋町拾七軒之儀、古来之訳吟味之節難用事二存候

事二存候

一 町御奉行御支配之由申立候得共、右地面只今迄並木之者共所持致来候故、其所より万事町御奉行江御届申上候故、自然と町御奉行御支配之場所之様ニ相見江候哉と存候事

右境内茶屋御吟味之御事二候間、堂番八左衛門呼寄吟味申付候事

三月三日

- 一 表門通廿三軒茶屋之者共、先達而指上候書付之趣二付、御尋之筋、右書付之上、張紙下札ヲ以御尋二付、御返答之書上如左

乍恐以書付御返答申上候

- 一 御境内水茶屋之儀、先達而書上申候処、御下札被成下奉拜見候、並木町之内江御代地之節、茶屋町之者共家屋鋪縮り候二付、御地頭様より以御憐愍、只今之場所二而茶屋見世一軒宛被下置候、尤御 公儀様より被 仰付候儀二而ハ無御座候、証拠も有之哉と御尋被遊候得共、書物共焼失仕、証拠ニも相成候物無御座候、百余年以前より所持仕来候而已二而御座候

一 御年貢出不申儀、先年より茶屋町者無年貢之場所二而、人足相勤候間、茶屋地面も右ニ准し御年貢出不申候御事

一 御地頭様并御代官所二者、御扣書も可有御座と奉存罷在候処、右御書付又者御聞伝も無御座候由、御下札奉拜見候御事

一 只今二而者無証拠ニ付、吟味仕、委細可申上旨奉畏候、先達而申上候通、承伝而已ニ而、此外町人共申上候義無御座候御事

一 御役人屋鋪ニ茶屋無御座候儀、御地頭様より被下置候茶屋之儀ニ御座候間、御役人衆御辞退之よし承伝候御事

一 享保十六亥年新町御用地ニ相成候節、代り之茶屋被下置候儀、御下札之通ニ而御座候、此節古来之証拠ニ相成不申候段、奉畏候御事

一 町御奉行所御支配之儀、是又御下札之通、茶屋町附之場所ニ御座候間、古来より町御奉行所御掛ニ而御座候御事

右之通吟味仕、御返答書付差上申候、以上
元文六年酉三月 年寄 五郎兵衛

名主 伊兵衛

岡地半右衛門殿

高橋八左衛門殿

右之書付上野江差出候也

(中略)

同七日

一 表門通水茶屋古来之儀御尋ニ付、書上候趣如左

覚

一 浅草寺御門前、町御奉行御支配ニ相成候儀ハ、万治式年智樂院

より御願被成、神尾備前守様・村越長門守様御奉行之節、御支配ニ成申候、当年迄八十九年ニ罷成候

一 廿三軒茶屋ニ出入有之節、町御奉行所江罷出候事、四拾年程前有之候様承及候

一 捨子有之御奉行所江罷出候事、三拾年程ニ罷成可申候
一 新町屋出来候時分、御届申候節、御奉行衆者大岡越前守様・諏訪美濃守様御代、寺社御奉行黒田豊前守様御掛りニ而御座候

一 役料茶屋入込御座候者、開帳之節と承及申候、貞享四丁卯年開帳之節ニ而可有御座候

一 新町屋出来候時分、取払申候役料茶屋左之通
本間庄兵衛持壹軒 同人手代持壹軒

大工源右衛門持壹軒 同太郎左衛門持壹軒
御台所入壹軒 花屋伝右衛門持壹軒

右伝右衛門祭礼之節、烏帽子細工仕候役料ニ御座候得共、只今櫃場ニ罷成候

右役料茶屋四軒之分、代リニ新町屋より納候、地代金之内より四貫八百文宛被下置候、已上

右之通承及申候由、所之者共申候趣吟味仕書上申候

三月七日 高橋八左衛門

右之書付上野江差出申候也

同八日

一 万里小路民部卿手紙来如左

昨日水谷左衛門被致持参候書付之内

一 新町屋出来之時分御届申候節、町御奉行大岡越前守様・諏訪

美濃守様御代ニ罷出候、寺社御奉行黒田豊前守様御掛ニ而御座候

右之通書面相見候、此新町、今以町御奉行御支配ニ候哉、又者

寺社御奉行御支配ニ候哉、様子御吟味可被仰聞候、尤惠日院僧正

江も御開合可被成候

一 廿三軒茶屋ニ出入之節、町御奉行所江御訴申候事、三十年程

以前捨子有之罷出候由、其後者無之事之由書上候、此儀先達

而も相尋候通、前々より並木之者共所持候故、其所より申上

候ニ付、檢使も有之、自然と町御奉行御支配之場所之様ニ成

来候物と被存候、此事も惠日院僧正江御開合御申越可有之候、

大方此方察之通之筋合ニ而可有之と存候、右之趣為可得御意

如此候、以上

三月八日

万里小路民部卿

理乘院

右之趣聞合致吟味候処、新町之儀者、右出来之節以来、今以寺社御奉

行御支配ニ而御座候、右新町出来之節、町御奉行大岡越前守殿・諏訪

美濃守殿へ御届申候段者、廿三軒茶屋之内六軒潰シ、新町屋之内江入

候ニ付、廿三軒茶屋町御奉行御支配之様ニ成来候場所之儀故、一通右

之趣御届申候迄ニ而御座候、其節右届之使僧松寿院罷越候よし、幸今

日松寿院參合候故承候処、右之通申事ニ御座候事

一 廿三軒茶屋之儀も御紙面之通、並木之者共所持仕候故、其所より

万事御訴申上候ニ付、檢使も有之自然と町御奉行御支配之様ニ成

来候由ニ御座候

右両様之趣及返書候事

(中略)

同十四日

一 境内茶屋見世地代運上御改ニ付、今日堂番方ニ而、人別相改証文

相済候、尤当年者例年と違、格別之御改故、段々吟味之上念ヲ入、

証文等申付候事

同十五日

一 万里小路民部卿より手紙ヲ以、昨日境内見世茶屋証文相済候哉、

左候ハ、今日後刻罷越可申旨申来、弥昨日相済候間、先刻従是も

手紙ヲ以、右申進之旨及返書、先達而此方より右之趣申遣候返書

も到来、弥後刻罷越可申候間、堂番兩人江他出無之様申付候様ニ

と之御事

一 万里小路民部卿、堂番江被仰渡之儀ニ付、被參候事

一 堂番兩人召寄、於松之間、民部卿・左衛門・理乘院立合被仰渡候

趣、堂番兩人平日骨折多役儀勤方精出、殊御兼帯以来猶以大切相

勤、別而此度地代運上御改之儀、殊之外相働候ニ付、為御褒美裏

付上下一具宛拜領被 仰付、其上右申通、平日骨折多役儀前々よ

り大切相勤、別而御兼帯以来精出候ニ付、為御加増向後壺人ニ付

金三兩宛、年々被下之候、弥此以後大切御奉公相勤、御為ニ罷成

候様ニ可相心懸旨被 仰渡、高橋八左衛門儀ハ古役之儀故、此度

も兩人之内ニ而も一入骨折候ニ付、格別ニ為御褒美金五百疋被下

之候事

右為御礼、上野御玄関・坊官中・御用人中・桜井織部宅迄參上候様申

渡候事

渡候事

(中略)

四月十三日

一 表門通式拾三軒茶屋之儀二付、町奉行所石河土佐守殿江理乘院罷出候、口上書并茶屋場絵図、先達而町人共書上之二通、御吟味御尋之張紙等之写持參、尤從上野御差図二付、罷出候、依之口上書も上野より御認被遣、右書付文言絵図等如左

口上之覚

浅草寺仁王門前水茶屋拾壹軒、並木町之者抱地之儀二申伝、只今二地面共二所持仕罷在候処、旧冬上野御兼帯以後吟味仕候所、町人共所持仕候証拠無之由申出候、境内之地面代々之住持只今迄不吟味二仕置候故、町人共我候二仕来、後々共二紛敷事二御座候二付、此度右地面取上候様二仕度候、就夫右之茶屋場、町御奉行御支配之様二申聞候故、是又致吟味候所、年来並木町之者所持仕罷在候二付、御檢使等之節、並木町より町御奉行所江申上来候由御座候、此度右場所取上相改申度候、左候得ハ、右之場所向後者當御奉行所江者不申上相済可申候哉、依之別紙絵図朱引之通御伺申上候、尤町人共江吟味仕候書付入御覽候、以上

浅草寺留守居 理乘院

此外二二月廿五日町人共書上候写壹通、二月廿五日之処留有之候故不書出之、右之書付二御吟味御尋之張紙有之、是又二月廿八日之留二有之候通也、三月三日町人共より右張紙御尋之御返答書一通、是又三月三日ニ留置候故、重而不出之也

外二茶屋場絵図一枚

右之通、石河土佐守殿江持參、原兵左衛門罷出、委細申入候所、追而從是可申進候と之事二而罷帰候事

右絵図之写、左之通(筆者注、図一参照)

同十九日

一 表門通水茶屋之者共願書壹通、外二古来之書付一通、堂番方江差出候由二而、高橋八左衛門持參左之通

乍恐以書付御願申上候

一 茶屋町之者共一同二申上候、水茶屋御吟味二付、当二月委細書上申候、此度御兼帯二付、一通御尋被遊候而已と、乍恐奉存罷在候所、当月十五日樽屋御役所江、水茶屋之儀二付、出入訴事等書上可申之御用二而、月行事・名主被呼、御申渡候者、御地頭様より御番所江右水茶屋之儀、御聞合御座候而、御取上二も可被遊候思召二御座候由、御申聞奉驚候、依之早速御訴訟二罷出候得共、猶又以書付御願申上候、先達而証拠二も相成候物有之哉と御尋被遊之節、書物詮議仕候得共、見当り不申候二付、差上不申候処、出入訴事書出候古帳之内より、古書付相見江申候、御吟味之節ハ書付共無御座候旨申上候而、今更指上申候儀恐多御座候得共、奉入御覽度奉存候、茶屋町之者共、天和二年戌ノ九月町御奉行所江御願之儀有之候書付二而御座候、御本堂御造宮之節為御見分、松平伊豆守様・阿部豊後守様・松平出雲守様・安藤右京様・曾根源左衛門様御出被遊、御本堂為御火除、六拾間南之方へ御地内御広ケ被遊候二付、居屋鋪縮り申候、其

節迷惑仕候段申上候得者、御本堂前二而水茶屋地面、御 公儀様より被下置候書付二而御座候、証拠二者相成中間鋪候得共、差上申度奉存候、御年貢御役銀上納可仕候間、役人足御免被遊候様、享保九年辰二月迄、度々御代官所江御願申上候得共、御聞濟無御座、右茶屋地面町人共先祖より所持仕罷在候処、今更御取上被遊候而者、難儀至極奉存候、御年貢御役銀上納可仕候間、何分ニも以御慈悲、只今迄之通被指置被下候ハ、町人共一同ニ難有可奉存候、以上

寛保元年酉四月

茶屋町町人共

高橋八左衛門殿

岡地半右衛門殿

一 茶屋町之者共古来書上之写

乍恐書付ヲ以御訴訟申上候御事

今度茶屋ニ給仕女并妻子等迄、堅差置中間鋪之旨被為 仰付、奉畏候、浅草観音大門先茶屋町・並木町拙者共者百姓ニ而、従先年妻子共茶酒をも売来、観音参詣之影ニ而渡世送り罷在候得者、自今以後迷惑ニ奉存候、当観音堂三十六年以前ニ御造営被遊候節、堂内為御見分、松平伊豆守様・阿部豊後守様・松平出雲守様・安藤右京様・曾根源左衛門様御出被遊 観音堂火除之為二地内六拾間南之方並木・茶屋町江御広ケ被為 遊候二付、百姓共居屋鋪間口せはまり申候、其節迷惑仕候段申上候得者、観音仏前ニ候間、先規之通茶屋可仕と被為 仰付、弥茶屋商売仕罷在候、古来より持来候田地者、式拾六年以前酉年方々江御

用地ニ被 召上、田地はなれ申候故、弥茶屋商売ニ而渡世送り罷在候、並木町之儀者従先年百姓ニ而候得者、 御 公儀様御鷹番等、尔今相整申候、拾三年以前戌年、茶屋妻子・下女御改被遊候節、銘々不残書付御番所江差上申候、新規・古来之茶屋、此節御吟味被遊候、並木・茶屋之儀者古来之所ニ候得者、右之通 御免被為下候、其後五年以前午年、方々茶屋同給仕女二人ツ、御赦免被遊候得共、茶屋町・並木町之儀者、給仕女と定、給分高直ニ而抱申儀無御座候、或者年季五年・拾年ヲ限、給金壹両貳分・三分ニ過不申候、常躰之食焼働之下女遣来候、并家持共自身仕ル茶屋ニ而御座候得者、万事念ヲ入 御公儀様御法度之趣急度相守、諸事預物勿論夜宿之客堅不仕候、殊ニ地頭方より常々吟味被致候間、只今迄不届成儀不仕候、従古来妻子共茶酒をも売来、観音参詣之影ニ而渡世送り罷在候所ニ、今度妻子共迄差置中間敷旨被為 仰付、置所無御座迷惑仕候、仏前一筋之通故、外之商売ニ而渡世送るかたき所ニ而、自今以後及渴命、迷惑ニ奉存候、哀御慈悲ニ、先規之通御赦免被為遊被下候者、難有奉存候以上

天和二年戌九月廿七日

浅草観音大門先茶屋町

組頭 長左衛門

同 半三郎

同 五郎兵衛

名主 又右衛門

組頭 武兵衛

同 仁左衛門

同 惣兵衛

同 勘右衛門

同 庄右衛門

同 七郎兵衛

同 七郎右衛門

同 伊兵衛

御奉行所様 茶屋町上下茶屋合三拾七軒

右両通堂番方江指出候得共、此方より右茶屋場之義、未何之被仰渡候

儀も無之候所、訴状願之趣不得其意、不及取上候筋之段申聞、願書写

置、本書・古來之書付共二通早速相戻シ、其上 公儀より御尋二付、

此方江一向届伺等無之、 公儀江書上仕候旨、不届千万二候段申聞、

公儀江書上候趣、此方江も写早々指出候様申渡候事

同廿一日

一 昨日茶屋町之者共江申渡候筋二付、町人共 公儀江書上仕候写

相認、今日指出候趣左之通

乍恐以書付御返答申上候

一 昨十五日御役所江被為招呼被 仰渡候者、浅草寺境内二有之候

腰懸茶屋之儀、茶屋町之者共致所持来候由、境内之内二有之所、

如何様之儀二而、町御奉行所御支配二候哉、是又右之場所に出

入等有之候節、如何様之儀共御訴申上候哉、致吟味御返答可申

上旨奉畏候、浅草寺雷神門、百余年以前六拾間外江出張候節、

為御代地並木町之内江御割込被 仰付、依之大間口所持仕候者

も、並木町四間、茶屋町八三間宛二地面縮メ御割渡被下置候、

此節茶屋町之者共、地頭方江相願候得者、当所者茶屋町之外、

余之商売二而渡世難成所、地面縮候而難儀仕候間、仁王門前二

而、茶や地面相願候得者 御公儀様江被申立候而、願之通式間

二四間之地面相渡申候、右之訳二御座候間、此所茶屋町分と申

儀二相成、如何様之出入等有之候而も、境内二而ハ相構不申、

茶屋町より町御奉行所様江御訴申上来候、南馬道町・北馬道町

も境内之内に御座候得共、町御奉行所様御支配二而、家屋敷永

代売之場所二而御座候、右茶屋地面も両馬道町同前二而、年貢

役銀等無御座候御事 享保九年辰二月、年貢役銀等差出不申候間、人足役御免被下

候様二、地頭方江茶屋町之者共相願候得共、取上無御座候事

右茶屋二付、出入等御座候節、逸々左之通御番所江御訴申候御事

一 貞享四年丁卯九月十七日、右茶屋前二豆腐セリ桶・棒共二捨有

之候二付、飛驒守様御番所江御訴申上候御事

一 同五年辰五月廿八日、飛脚躰之男手負因果罷在候二付、御訴申

上候得者、御檢使間米弥大夫殿・小倉藤兵衛殿御越被成候事

一 元禄二年巳五月十六日、挾箱一ツ・棒共預り置候処、取二不參

候二付、翌十七日安房守様御番所江御訴申上候事

一 同七年戌四月十一日、重箱預ケ置、取二不參候二付、出雲守様

御番所江御訴申上候御事

一 同十二年卯五月二日、手負人有之、伊豆守様御番所江御訴申、

御檢使被下置候事

一 同十六年未正月廿九日、脇指捨物有之、丹羽遠江守様御番所江

御訴申上候事

一 同年五月四日夜、浅草寺表門番人被打臥候二付、本多彈正様より御檢使御吟味之上、茶屋番人六兵衛半舎被仰付、此段遠江守様江御訴申上候事

一 宝永七年寅十二月廿六日、手あやまち御座候二付、坪内能登守様江御訴申上、御檢使被下候事

一 正徳五年未七月廿一日夜、四拾斗之男首縊相果罷在候二付、翌廿二日壹岐守様江御訴申上、御檢使三田忠次兵衛殿・高部治右衛門殿御越被成、御吟味之上三日さらし、同廿五日取置被仰付候事

一 享保元年申十二月廿日、捨子有之、坪内能登守様へ御訴申上候事

一 同五年子八月廿二日、脇指捨物有之御訴申上候事

一 同十六年亥二月二日、新町出来之節、茶屋六軒上り、茶屋町所持四人之茶屋ハ代茶屋被下候二付、両御番所江御訴申上候事
右之通吟味仕相違無御座候、以上

寛保元年酉四月

浅草茶屋町

月行事

次左衛門

名主

伊兵衛

樽屋御番所

(中略)

同廿四日

一 茶屋町之者共水茶屋之儀二付、樽屋役所より古来之書付証拠ニも成候物有之候ハ、指出候様ニと御尋二付、此間指上候天和二年

之書付、樽屋役所江差出候様ニ仕度候、先達而右之書付有之候趣、樽屋役所江申入候二付、右之書付指出候様ニと之事ニ御座候由、堂番迄申出候由ニ付、此方より御吟味之節ハ証拠書付等も一切無之旨申置候而、今更右之書付 公辺江差出候由、其上此方江不申上前ニ、樽屋役所江右之古書付有之趣申入候と之事、重々不屈ニ候段申聞候事

(中略)

二日(注、六月)

一 町奉行所石河土佐守殿江、先達而届置候表門通水茶屋之儀、今日伺ニ理乘院罷越候処、此節寺社奉行衆其外最中及相談、彼是吟味被致候間、何れニも此方より御案内可申進之由、土佐守被申候由、原兵左衛門被申罷帰

(中略)

七月十一日

一 中見世之者共、御兼帯以来御無人ニ付、給仕掃除等之人足役、万端相勤候二付、去冬より御手支も無之右臨時御用相勤候二付、為太儀料、向後鳥目拾五ノ文宛、七月卜極月兩度ニ七ノ五百文宛、毎年被下之候筈被仰付、其段八左衛門江申渡、此度鳥目七ノ五百文被下之

(中略)

十二月三日

一 石河土佐守殿江、執当衆ニも被參候様ニ、昨日大岡越前守殿ニ而被 仰渡、今朝圓覺院被參候由、就夫拙僧も石河土佐守殿江罷出候前ニ昇 殿可仕旨、執当衆御申被成候由、中嶋主税より手紙ニ而申參、依之昼時昇殿仕候処、圓覺院被仰聞候者、今朝石河土佐守殿ニ而、淺草寺仁王門前水茶屋之義被 仰渡候趣、拙僧為心得被仰聞候、夫より直ニ石河土佐守殿江罷越候処、茶屋町町人共江、水茶屋之義被仰渡御座候ニ付、理乘院立合被仰付候、町人共江被仰付候趣、御書付被下候様ニ、役人江申入候得者、書付御渡被成候、尤今朝圓覺院江も此書付之通申渡候由被申候書付如左

淺草寺留守居 理乘院

淺草寺雷神門之内、仁王門前水茶屋之義、此度地立申付度旨、先達而被申聞候、右水茶屋場所者、只今迄町方支配ニ有之儀者、百余年以前淺草寺境内広り候節、並木町・茶屋町江六十間余出張、切地ニ成候故、間口之無差別、並木町ハ耆人前間口四間宛、茶屋町者三間宛相渡り致難儀候ニ付、茶屋町之者共地頭江相願、仁王門前ニ而、式間ニ四間宛之場所ニ相成候故、町方支配請来候、年久敷水茶屋見世出し置、商売致来候処、此度地立被申付候而者、渡世ヲ離れ致難儀之旨申之候、右水茶屋之儀、只今迄無年貢ニ而有之候間、向後相応ニ寺役相勤候様ニ可申付候間、只今之通差置可被申候

右書付之通被仰渡、相濟退出、直ニ上野御本坊へ罷上、右御届申上候、執当衆・坊官衆共ニ御揃被成、右被仰渡之儀ニ付、段々御

評議共有之、明四日又々石河土佐守殿江、從 御門主右被仰渡之趣御承知被成候趣、其外御届之筋重々被仰遣候ニ付、圓覺院被參候筈、且又大岡越前守殿・山名因幡守殿御所江御使番衆ヲ以、被仰遣候筈御口上如左

大岡越前守殿江御使口上

淺草寺仁王門前水茶屋之儀、先達而石河土佐守殿江、淺草寺留守居理乘院を以、伺申上候処、昨日石河土佐守殿ニ而被仰渡候趣、御門主御承知被成候、御月番衆為念御届被仰入候
十二月四日 日光御門主御使

山名因幡守殿江御使口上

淺草寺仁王門前水茶屋之儀、先達而石河土佐守殿へ、淺草寺留守居理乘院を以、伺申上候処、昨日石河土佐守殿ニ而被仰渡候趣、御門主御承知被成候、先達而御願被 仰入候趣も御座候間、為御届御使ヲ以被仰入候
十二月四日 日光御門主御使

(中略)

同七日

一 於牡丹間理乘院罷出、両役者立合、両代官・両堂番立合、茶屋町之者共江申渡之趣、書付ヲ以本間庄兵衛申渡候趣如左

水茶屋之者共江申渡覺

仁王門前水茶屋拾壹軒之儀、唯今迄不吟味之義二付、当春より吟味之上 公辺江も及御沙汰候処、今般石河土佐守殿御詮議之上、其方共年久鋪預來候二付、地立之儀御用捨被 仰渡、何れも難有可奉存候、乍然唯今迄之通我俣二相心得候ハ、地面取上可申候間、兼而左様相心得可申候、且又只今迄役儀地子等も無之罷有、不埒之儀二候、此度御改役儀并地子銘々申付候間、左様相心得、
此外証文之通急度相守可申候、以上

一 次高橋八左衛門より証文之通申渡候趣如左

差上申一札之事

- 一 仁王門前水茶屋拾壹軒之事、古来より拙者共江、從御地頭様御預ケ被下候所、年来、地子役儀等不相勤、我俣二仕罷在候二付、此度御吟味被仰付、地面御取上も可被遊所、年久敷御預り來候二付、御憐愍ヲ以有來之通、右場所拙者共江御預ケ被下難有奉存候、然上者万端御地頭所より之御下知違背仕間敷候、若御下知違背仕候ハ、其節地面御取上可被遊旨被仰渡、奉畏候
- 一 右茶屋場只今迄無役、地子等も差上不申候二付、此度御役儀相勤并地子指上可申旨被 仰渡、銘々奉畏候、地子之儀者年々堂番御兩人江差上可申候
- 一 右水茶屋場所 公儀訴事等有之候節者、只今迄町家同前二、名主方より相訴候由二候得共、境内水茶屋之事二候得者、此以後者代官・堂番江相届候上、從御寺御使僧被指添、名主御奉行所江可罷出旨被仰渡、奉畏候
- 一 右水茶屋場、只今迄町屋鋪同前二、内証にて売買等仕候様二粗

相聞候、向後我俣二売買等仕候ハ、公儀江被仰立、曲事二可被 仰付候旨被 仰渡、奉畏候

一 右水茶屋場借金・質物二書入申間鋪候

一 右水茶屋場所、茶屋町と称來候儀も有之候様に御聞被遊候二付、

古来より腰掛水茶屋之事二候間、向後茶屋町と申紛敷名目称申

間鋪旨被 仰渡、奉畏候

右之條々急度相守可申旨、一同二奉畏候、若違背仕候者何分二も可

被仰付候、為後証仍如件

寛保元年辛酉十二月

茶屋町

名主 伊兵衛

年寄 五郎兵衛

長右衛門

半三郎

善次郎

本間庄兵衛様

菊池助右衛門様

高橋八左衛門様

岡地半右衛門様

一 次名主伊兵衛方江被 仰渡之書付、本間庄兵衛申渡候趣如左

仁王門前水茶屋拾壹軒之儀、古来より茶屋町之者共所持之様二申來候二付、当春より段々御詮議有之候得共、証拠無之由申上、其後町御奉行所江書付等指上、其節堂番方江も跡二而右之届いたし候段、役儀相勤候者不埒之儀二候、面々共勝手宜様二可致心底有之故、地頭を輕し不恐致方不届至極二候、畢竟其方取斗不宜故二候、依之役儀をも可被召離事二候得共、御憐愍ヲ以遠慮被 仰付

候

右之通、申渡相濟、証文印形之儀者、桜井織部・両役者・代官・堂番立合印形見届候様ニ申渡し、理乘院退去

一 次二町人共証文之趣拜見之上、印形相濟何も退出

一 代官・堂番・役者何も夜食被下之、各退去

同八日

一 茶屋町町人共今日石河土佐守殿御役所江御召ニ付罷出候旨、本間庄兵衛為御届参上、御用之筋者不相知候由

一 水茶屋拾壹軒之者共江、壹軒ニ付地子鳥目三百銅ツ、毎月上納可仕旨、且又役儀之義者、其時ニ至リ申付次第人足罷出候様ニ可申渡旨、高橋八左衛門へ申渡之、尤此度茶屋場御吟味之儀者、地代等之御損徳ニ付、御吟味之筋ニ而者無之地面ニ付、紛敷儀を御吟味之御事ニ御座候故、地子之儀も並よりハ一等軽ク御用捨ニ而、右之通被仰付候也

同九日

一 茶屋町之者共、昨日石河土佐守殿御指障御座候而、御用相濟不申、今日罷出候様ニ被 仰渡候由、本間庄兵衛為御届参上

一 茶屋町之者共石河土佐守殿江罷出候所、向後地頭所より之申付、不依何事万端違背仕間敷之旨被 仰渡、証文印形被 仰付罷帰候由、代官所迄相届候由、本間庄兵衛御届申来

同十二日

一 茶屋町名主伊兵衛此間より遠慮被 仰付候処、時節柄之儀、殊ニ

名主仲間共毎日御訴訟申上候ニ付、間も無之候得共、今晚御免、其上役料水茶屋壹軒、只今迄之通御預被遊候、依之於牡丹之間理乘院罷出、桜井織部・両代官・手代・茶屋町町代も、右申渡之趣承候様ニ為相詰候、名主証文左之通

差上申一札之事

一 今般御境内仁王門前水茶屋御吟味之上、諸事無調法之取斗仕候ニ付、遠慮被 仰付候処、早速御免被 仰出、難有仕合奉存候、自今右水茶屋拾壹軒之者共、御地頭様思召ニ不相叶儀も御座候ハ、御下知次第急度可申付御事

一 拙者儀名主為役料、右之場所ニ而水茶屋壹ヶ所前々より御預リ罷在候処、此度御吟味之上、古来之通為役料、其俣御預被成下難有仕合奉存候、拙者儀役儀不相勤候節者、役料茶屋可被 召上之旨奉畏候、為後証仍而如件

寛保元辛酉年十二月

茶屋町 名主 伊兵衛

本間庄兵衛様

菊池助右衛門様

高橋八左衛門様

岡地半右衛門様

本国参河

生国武藏 寛政九年丁巳五月廿三日生

文政八年乙酉冬十一月

伊藤鉄之助

在原直利書之